

監査公表第3号(平成23年5月20日、福岡県公報第3256号登載)

[保健医療介護部出先機関定期監査結果に係る措置について(平成22年度)]

23保総第 182 号
平成23年4月21日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
同 進 谷 庸 助 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 日 野 喜 美 男 殿

福岡県知事 麻 生 渡

監査結果に係る措置について(通知)

平成23年2月25日22監一第767号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	生活保護費において、認定誤り等により92,142円が支給過不足となっている。 (2件)	支給過不足については所要の措置を講じている。 今後は、扶助費の変更決定等の決裁時のチェック体制の強化はもとより、救護施設入所者に対して変更決定通知書を発出する。 また、救護施設への扶助費の支払に対するマニュアルを作成し、ケースワーカーに周知徹底する。
田川保健福祉事務所	生活保護費において、認定誤り等により67,256円が支給不足となっている。 (4件)	支給不足については所要の措置を講じている。 今後は、扶助費の変更決定等の決裁時のチェック体制の強化はもとより、収入認定調書の活用等により保護台帳の自主的内部点検の改善を図る。 また、新規開始点検表の見直しを行い、適正な処理に努める。
南筑後保健福祉環境事務所	生活保護費において、認定誤り等により103,514円が支給過不足となっている。 (8件)	支給過不足については所要の措置を講じている。 今後は、就労経費(通勤費)の認定事務処理要領を作成し、チェック表を導入する。 また、入力データの複数職員による照合・確認を徹底する。
京築保健福祉環境事務所	生活保護費において、認定誤り等により61,735円が支給過不足となっている。 (4件)	支給過不足については所要の措置を講じている。 今後は、就労収入認定に係る研修を行うとともに収入認定決裁時にチェック表を導入すること等によりチェック体制を強化する。